

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年9月28日開催分）

1 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：これから、裁判員経験者の方の意見交換会を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます、第4刑事部の裁判官の石川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、意見交換会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。また、大阪地検、大阪弁護士会の方々にも御協力をいただきました。この機会にお礼を申し上げます。

裁判員裁判が始まりましてから6年余りが経過し、大阪地裁でも非常に多くの裁判員裁判事件の審理が行われ、多数の方々に裁判員・補充裁判員をお務めいただきました。皆さんの御協力によりましてこれまで順調に裁判員裁判を進めることができ、参加された多くの裁判員・補充裁判員の方々から参加して良かったという感想をいただいているところです。

しかし、分かりやすい裁判員裁判を実現するためには、裁判員・補充裁判員を経験された皆さんから、改めて審理内容などについて率直な御意見・御感想を伺い、その結果を今後の裁判員裁判の運用にいかす必要があるものと考えております。そのために大阪地裁では定期的な意見交換会を行っているところです。

本日は短い時間ではありますが、皆さんには忌憚のない御意見をお出しただいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

本日は3点の話題を取り上げ、皆さんの御意見を伺いたいと考えています。

1点目は、情状に関する検察官・弁護人の主張・立証活動についてで40分程度。2点目は、量刑に関する評議の在り方についてで30分程度。3点目は選任手続の在り方についてで10分程度をそれぞれ予定しています。その後、守秘義務に関する御感想・御意見を伺えればと思います。

2 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介，裁判員経験者の自己紹介

司会者：では，具体的に意見交換会に入りたいと思います。

まず，参加者の方々について御紹介いたします。

本日参加いただきましたのは，平成25年10月から本年3月までの間に行われた事件で裁判員・補充裁判員をお務めになった皆さんということになります。番号の順にお伺いしていきたいと思います。

1番の方は平成25年10月に判決宣告がありました通貨偽造と行使の事件を担当された方です。その際の感想などを簡単に伺えたらと思います。

裁判員経験者1：1番です。

私は，この中では多分一番古い裁判員をさせていただいた者になると思うんですけども，平成25年の10月に偽造通貨行使というので裁判員をさせていただきました。そうですね，ちょっと記憶も古くなってきてて，余り残ってないんですけども，実際裁判員の中で補充裁判員と裁判員の差というのを余り感じることはなく，そこにいてる裁判員の人がみんな，それぞれ思ってることを言いながら判決に向かって進めていったような感じだったんです。流れも裁判員の皆さんと裁判官の方とで，本当に進行もすごく話もしやすい状態でスムーズに進められたかなと思っています。

司会者：ありがとうございました。

続いて2番の方です。2番の方は平成26年9月に判決宣告があった，殺人未遂の事件の御担当だったと思います。裁判員として参加されたということでよろしいですか。簡単な感想などを伺えればと思います。

裁判員経験者2：やはり初めてのことでしたのでとっても緊張しておりまして，当日30人か50人の中から，そこからまた5人，7人を選ぶという形なので，当日裁判所に来たものの，ここで外れたほうがいいなみたいな，逆にそういう気持ちになって，ちょっと逃げ出したいような気持ちにもなったんですが。それから，事件の内容や概略をお聞かせいただいてから，それからその日からもう事件の拝命に当たらせていただいたんですが。先ほどの方から言っ

ていただいたように、裁判長から非常に進行緩やかにスムーズにまた分かりやすく説明していただいて、その中で私が一番年齢が高かったんですが、若い方からいろいろな主婦の方も交えて非常にスムーズな話合いができて、結果的にもいい内容ができたんじゃないかなと思っております。

司会者：ありがとうございました。

続きまして3番の方です。3番の方は平成26年10月宣告の逮捕致死の事件を担当されました。裁判員としてでしょうか。感想などを伺いたいと思います。

裁判員経験者3：3番です。

私はこの裁判員に選考されたということで、すぐ法廷に入って、今回の事件ですね、この件で法廷に入って話は聞いてたんですけども、資料に基づいて証人喚問でいろいろなことをお聞きしてたんですけど、やはり私たち、私は経験してないことなのでね、裁判ということについて。やはり戸惑いがもうたくさんあって、大変、どうしたらいいか、これからどのようにやっていっていいかなということをつくづく自分自身思いました。皆さんと、裁判員の5名の方と補充裁判員2名の方、集まっていろいろ話をしますと、いろいろな仲良くできていく状態ができたと思います。やはり裁判員になって、これは責任があるなということをつくづく思いながらやらせていただいたということが一つ私も経験、意見ということで思います。

司会者：ありがとうございました。

続きまして4番の方ですけど、4番の方は今年の1月宣告の強盗致傷の事件を担当されたということです。裁判員として担当されたということですね。簡単に感想などいただければと思います。

裁判員経験者4：4番です。

裁判員の候補になったのが平成26年の12月ぐらいですかね。実際通知が平成26年の12月に、もう来ないかなと思ったときに来まして、実質は年度末まであるということで、最初来たときはちょっと驚いたような感じです。

1月に、今もおっしゃったように強盗致傷ということで、当然初めてのことで、裁判自体も実際に見たり聞いたりしたことはありませんので、どういう形かというところで、最初はちょっと非常に緊張してたんですけども、始まりまして、こんなん言うたらあれなんですけども、3人の共犯がありまして、それぞれみんな違うことを言うので正直言って分からないと、どれが本当なんかうそなんかというのが全然分からなくて。いろいろ評議のときも皆さん、裁判員が6人、補充の方が二人おられたんですけども、いろいろ意見が出て、裁判官の方が3人おられて、いろいろ相談しながらまとめていく段階でも話がよく分からないというようなことがありました。最終的に判決を出して終わったんですけども、今考えるとやっぱりよく分からないなど。誰が本当のことを言って誰がうそを言ったのかなというのが正直な、今思ってもよく分からないというところなんです。

司会者：ありがとうございます。

最後に5番の方です。5番の方は今年の3月、現住建造物等放火という事件を担当されました。

裁判員経験者5：私は、本当に今回、初めての経験で参加させていただいて、一主婦でありますので、いろいろな職業の方が参加されてるということがすごい勉強になりまして、意見もさまざま、私自身にとってもすごい勉強になりました。

それと裁判長さんがすばらしい方で、最後の判決のときは感動で涙が出ました。今、意見交換の中の3項目がありますけども、量刑に対する評議の在り方とかっていうのはちょっと難しかったんですけども、本当に私自身が勉強になりまして、逆に皆さんに、多くの皆さんにこの裁判員裁判の制度の中に参加させていただいて、また皆さんと共にこの裁判の在り方を考えていけるような、そういう制度になっていただきたいなということで、いろいろな細かいことを裁判長に質問しましたら、裁判長はすばらしい方で、細かいことも、守秘義務のことに関しても教えていただきましたので、本当に不安なく、最初は不安いっ

ばいでしたけども、不安なくこの裁判のほうに参加させていただくことができまして、本当に感謝しております。ありがとうございます。

司会者：ありがとうございました。

5番の方は裁判員として担当されたということですか。

裁判員経験者5：はい。そうです。

司会者：ありがとうございます。

それでは次に、法曹関係者ということになりますけど。西谷弁護士からよろしくをお願いします。

西谷弁護士：大阪弁護士会の弁護士、西谷と申します。

裁判員裁判の経験は、今持っている事件も合わせて8件程度です。中には執行猶予になった事案も2件ほどあるという状況です。どうぞ今日はよろしく願いいたします。

司会者：次、お願いします。

齋藤裁判官：大阪地裁第5刑事部で裁判長をしております齋藤といいます。よろしくをお願いします。

今日お話を伺っていると、皆さん何かすばらしい裁判長だとかいうお話がいっぱい出て、我が身を振り返るとなかなか耳が痛いところが若干あるんですけども、いつも本当に裁判員あるいは補充裁判員の皆さんの意見にはっとさせられたり、自分の理解の少なさを自覚させられたりしているところでして、本当に皆さんとの意見交換、評議での意見交換というのは非常に私自身も楽しみにしております。今日もまたいろいろな意見を伺えるようですので楽しみにして参りました。どうぞよろしく願いいたします。

川越^{かわごし}検察官：大阪地検の検察官検事の川越でございます。先ほど弁護士の先生から経験件数という話がありましたが、すみません、私、現場での裁判員の経験件数が乏しいものですので、数は控えさせていただきます。

経験としましては、今年の4月から現場に復帰しまして、相当数の裁判員裁判を現場で行ったと。その前には2年間、某地方の次席検事をしておりまし

て、決裁官として裁判員裁判を見てたという経験がございます。3年間、裁判員裁判に携わっている訳ですが、日々やはり主張立証で考えさせられるところがある、まだまだ足りない点があって日々進歩していかないといけないなと感じている次第です。

本日の意見交換会もいい勉強の場とさせていただきたいと思います。本日はよろしく願いいたします。

司会者：ありがとうございました。

3 情状に関する検察官・弁護人の主張・立証活動について

司会者：それでは具体的に意見交換に入ります。

今回皆さんが担当された事件は自白事件、争いのない事件であったり事実関係に争いのある否認事件であったりと差はありますけれども、実は結論は全て執行猶予になった事案を選んでおります。事実関係などが争われた事案ではその関係の証人尋問など多くの証拠が多分取り調べられたんだろうと思いますけれども、本日は争いとなった点については特に触れずに、もっぱら量刑に関する御意見を伺いたいと思っております。皆さんが事件を担当された際、証拠となった供述調書などの書類や証人尋問、被告人質問、それぞれ内容を理解するのに大分御苦労されたところがあったのではないかなと思います。証人尋問を行う機会などでは、私のほうでは分かりやすい審理を行えるように努力しているところではありますけれども、経験したそれぞれの事件の審理を振り返っていただきまして、分かりやすい証拠調べだったのかどうか、あるいは分かりにくかったのかどうか。分かりにくかった、分かりやすかったとすれば、それはどういう点であるのかなどについて率直に御意見を伺えればというふうに思っております。

それで、まず取っ掛かりということになるんですけども、今回争いがあった事件の方が、3件の方は争いがあったんじゃないかと思うんですね。2件の方は基本的には自白事件ではなかったかなとは思いますが、それぞれ

思い起こしていただいて、一番最初の段階、つまり冒頭陳述の段階から、この事件については実刑なのか執行猶予が相当なのかについてぜひ考えてほしいというような主張があったかどうか、御記憶の方いらっしゃいますか。いかがでしょう、どなたか。その辺りはなかったでしょうか。

1番の方は事実関係に争いがなかった事件かなと思うんですけど、いかがでしょう。

裁判員経験者 1：そうですね。私の担当させていただいた分はもうほとんど何も争いもなく、こういういきさつがあったんだよということがすごく分かりやすくまとめてあって、そしたらどういうふうな刑を下すべきかというところだけだったと思うんです。

司会者：最初から執行猶予が相当なのかどうか問題なんですよというふうな。

裁判員経験者 1：そういうことも特にはなかったような気がします。もしかして、言われていたかもしれないですけど。

司会者：ありがとうございます。

事案に争いがなかったという面では5番の方も争いがなかったという事案かなと思うんですけど、いかがでしょう。

裁判員経験者 5：争いはなかったんですけども、放火の事件はすごく罪が重いということはある程度聞いて認識はしてたんですけども、これほど放火の事件が罪が重いということの部分のほうに逆に驚きがありまして。恐らく放火の事件が大変な罪ではあるということの認識を、深い認識をしている方がどれだけいらっしゃるんだろうかというのが、ここまで刑を与えるんでしたらもっともっと幅広くということか、もっと私たちができることというんですか、例えば町内会とかいろいろなサークル活動とか、いろいろな集まりがあるところにアピールということか、放火の事件は相当の罪なんだ、重罪なんだということ、ここまで裁判の刑を、執行するんでしたらもっとアピールをしなければいけないなということを感じました。

司会者：なるほど。放火罪自体が非常に法定刑としては重いものが定められてい

るということですが、この事件としては、自殺の目的で自分が住んでいたマンションの一室に火を付けたという事案でしたので、全焼した訳ではないということではあるんですけども、最初重い事件だなというふうに思われた訳ですね。

裁判員経験者 5：私にとってはすごく、放火のこの重罪というのが、かなりきついなと思いました。

司会者：ありがとうございました。

ほかの方、多分2番の方、3番の方、4番の方の事件は、いずれももともと事実関係に争いがあった事案かと思imasuので、最初からどういう刑がというよりは、まずどういう事実があったかを決めてからですねという流れだったのではないかと思うんですけども。これはいつ頃から実刑なのか執行猶予なのかが分かれるのかなという思いが出ましたでしょうか。2番の方いかがでしょう。

裁判員経験者 2：2番でございます。

裁判長から今おっしゃっていただいたように、私の事件は当初殺意があったかなかったかということから入りまして、それを持ち帰ってみんなが殺意があったんかどうかなということを意見交換した上で、殺意があったであろうと、それならば次は量刑だなと。ただ、どうしても、その殺意があったということをも本人に深く知らしめる必要があるんじゃないかと。要するに、これは殺意があることじゃなくて、単なる偶発的に起こったことだから悪意はなかったんだぞという主張があったもんですから。基本的には執行猶予を付ける段につきましては、正に最終日の前日に、資料がだっと出てきて、判例をたくさんだっと流し読みながら、それと社会的責任をどうこうとか、今している仕事とか、初犯であるかどうかとか、事件を受けたほうも嘆願しているなど、お父さんもちゃんと量刑を軽くしてほしいという嘆願も出てるなどというような中で決まっていきました。だから私の担当をさせていただいた事件に関しましては、基本的には殺意があったかなかったか、それを本当にあんたは悪いことしたん

だよと、殺意を持ってやったんだぞということを分からせることから入ったという記憶があります。

司会者：ありがとうございました。

今の、2番の方の担当された事件は、夫婦間の殺人未遂の事案で、被告人は奥さんのほうで、夫から暴力を受けていて、このときも子どもを連れて逃げようかというときに包丁を出して刺したというような事件だったということですね。

3番の方も同じでしょうかね。事実関係がまず決まってからということになりますでしょうか。これは、病院の中での事件で、看護師が被告人で、被害者が高齢の認知症の患者の方で、静かにさせようということで布団に巻いてしまって死んでしまったと、こういう事案だった。

裁判員経験者3：はい。今司会の方が言われたとおり、看護師、国家資格を持った一人の看護師が患者を、故意的ではないとは思いますが、布団にくるませて、逆流食道炎というような嘔吐の関係で亡くなられたという判決が出てくるんですけども。やはり経路を見ていきますと、被告人の性格、過去のいろいろないじめとかを含めて、被告人が一番責任は重いとは思いますが、やはりそれを雇ってる病院側のほうも、やはりそういう性格とかいろいろなことをもう少し加味してやっていかないと。やはり看護師という、一人の人間で捉えればそれで終わるんですけども、日本全国に看護師はおりますからね。一人の看護師のそういう行為、みんながそう思われる行為に変わるんじゃないかというのが、一番私も裁判の中では思ってたんですけどね。だから弁護人の方とか検事側の方のお話を聞いているのは、やはり弁護人は被告人を保護するための話をする、検察側は罪を認めるようというような話をされてると。ですから、私たちは、資料とその証人喚問の中からようやく分かってきて量刑というのを決めていく中なんですけども、一つ一つ、私も携わった法廷が大体9日間、長い期間でずっとやってきて、被告人がやった行為を自分で自宅でその状態を作ってみると、やはりこれは重度の認知症の方が、これは確実に亡くなら

れるなど、僕らみたいな正常な人間でもできなかったことをやったということは、やっぱり罪は重いと。その中で、量刑をどうするかということで、自分自身いろいろ9日間の中で考えて、とにかく最終的に2番の方が言われたように資料を出された中で、なら量刑を決めましょうということで。

司会者：

そうするとやっぱり、いずれにしても事実関係がどうであるか決まってから、具体的に刑の中身が初めて判断できるということになりますかね。

裁判員経験者3：はい。

司会者：ありがとうございました。

4番の方も強盗致傷の事案で、これは事実関係としては、被告人の役割であるとか、正犯というんですかね、幫助犯なのかどうか、そこが争われて、最終的には恐喝と傷害の幫助の限度での責任を認めるという結論になったようなんですけれども。その上で刑を、実刑なのか執行猶予にするかという考えは、審理中は特に意識をされずに見ていたということになりましょうか。

裁判員経験者4：結局おっしゃったように3人の被告ですね、共同正犯になるかどうかということが検察官のほうから出てきた訳ですけども、被告本人は無実やと、弁護士のほうはそういう形を出してきたと。無実というのは共同正犯で実際に行った一人ということで、これは3人最初に言われたけど3人で行った事件でして、一人は主犯いうんですかね。計画された主犯というのが少し前、私らは1月末に始まったんですけど、ちょっと前にもう判決が出てまして、もう一人は、私らがやってる終わりぐらいから裁判員裁判がまた始まるような3人がありまして、その主犯はもう一応刑はそういう形が出たと。3人目の言うのは、この強盗致傷は出来レースやと。主犯自体がこういう出来レースやから安心して金取ってこいというようなことで始めはった訳ですけど。被告の人は、その主犯から、いうたら子分的な関係ですので一緒に行けと。実際に実行犯と一緒に行って取ってこいというようなことであった訳ですけど、弁護士さんのほうは、そういう事実があったことは別に特に問題ないと。ただ正犯じゃなく

て、言われてただ単に行って実際そうなたただけということで、無実という主張されてました。検察官は、共同正犯という形で出した訳ですけども。それを実際聞くと、3人とも先ほど言いましたけども、全く違うことを言っておるんで、私らはそういうこと初めての経験ですので、どれを信用、例えば二人が同じこと言って一人があれだったらいいんですけど、3人ともがみんなバラバラなので。証人の方もあと3人ぐらい来られまして、いろいろなことを言うてる訳です。被害者の方も言ってるんですけど、被害者も何かよう分からんと。なんか合うてないなというような話がですね、ちょっと変な話ですけども非常に興味深いですかね。テレビ見ているような感じに思いました。

ただ一つ、思ったことを言いますと、検察官の方ですね。3人おられていろいろ立証されるんですけども、正直言うとよく分からないと。いろいろ立証されるんですけども、この件に関してはこの人が言う、この件はという3人で分担されてると思うんですけども、言い方が何かばらばらで、ばらばらという形で聞こえるんですよ。ここで一番おもしろいというとあれなんですけども、携帯電話ですね。3人と証人と被害者の携帯電話を全部取ってきはりまして、その事件のあるちょっと前から事件の終わって二、三日ぐらいまでの。それを言いはるんですけども、AとBの話をしてて、次、また人変わるとCとBの話したりするんで分からない訳ですね。その辺、実際に検察官が分かってはるのかなという疑問を感じました。その人らは極端に言うたら、ほかの人の供述調書とかいろんな見てはるから分かるんでしょうけども、私らはそれでぱっと聞くと分からない訳ですね。時系列的にずっと並べて、誰が何を言っというのを知りたかったんで、評議のときは取りあえずそのデータをもらって、裁判官の一人の人がずらっと時系列的に並べていただきまして、AとBはこう話して、次はBがまたCに言うたとか、そういうところを全部出していって、内容は結局分からないんですけど、何を話したか。証人の証人喚問のときには、その内容をどういことを話しましたかと聞いて、ある程度言いはる訳ですね。それもAとBが違うこと言ったり、DとCが違うこと言ったりということあった

んですけども、その辺を、結局あとはもう推察ですので、本当のことは僕らは分からない、最終的に分からないですし、分かろうとしても分からないということがありました。

量刑に関しては、結局、執行猶予が付くのが非常に懲役とは違うんやと、執行猶予というのがごっつい、一言で言うたら楽やと。やっぱり世間とずっと同じ生活できることで。最終的には執行猶予を付けたというようなことです。

司会者：今お話になったのは、事実関係の争いのある事案なので、証人尋問を行うときに検察官の立証のほうがちよっと分かりにくかったんじゃないかというふうなことでしょうかね。

そうすると、いずれにしても、事実関係の争いのある事案を担当された方については、まず事実が何かを決めないともちろん刑が決まらないですよということになるので、そちらのほうに多分意識を集中されてて裁判の方に臨まれたのではないかなというふうに思われます。

それで、その中で、具体的に罪を、中身の部分とそれ以外の情状の部分とに、証拠がちゃんと分けられたかどうかということもあるんですけども。例えば、純粋に被告人の刑を決めるに当たって影響のあるような、あり得るような証拠の書類であったり証人であったり、あるいは被告人質問が行われたかどうかについて記憶の範囲の中で伺いたいと思うんです。まず1番の方、どういう証拠が調べられたか御記憶ですか。

裁判員経験者1：証拠も、造った偽札はみんな見せていただいて、どの程度のでき栄えかというので、ぱって見て、何か子供だまし、すごくできの悪いもので、その被告人の方も全て認めてて、何かでき上がっているものを審理していくという感じだったんです。どういう量刑にするかというときも、もともと共犯にいらっしゃる方が、どっちかというと先頭を切ってやってるというイメージがあったので、その方のほうの最初の出てる判決を見てと、それとまた今まであった偽札の事件に対してこのぐらいの刑が今まで付いてきたよというのを照らし合わせて、これぐらいではないかということで決定していったかなと思

います。

司会者：なるほど。判決あるいは論告，弁論などを見ると，どうも被害弁償がされていたり，あとはその関係の証拠書類が出たのかなと思うんですけども，誰か例えば家族であったり友人であったり証人が出てきたということはありませんか。

裁判員経験者 1：被告人の弟さんがいらっしゃって，奥さんも子供さんもいらっしゃる方でなくて，身寄りがないということで弟さんが一応証人で出てこられたんですけども。もし判決が出て，出た後に，どちらかというところどういうふうな，今後の生活を心配してというところがその方に関しては，ちゃんとやっていけるか，再犯することはないかということ審理の中に取り入れての部分もあったかなとは思っています。

司会者：その証人，弟さんの話はかなり説得的なものでしたか。あるいは何か今一つかなという印象ありますか。

裁判員経験者 1：割と年齢的にもそこそこいってる部分でもあったので，ちゃんと面倒見はるのかなという印象はありましたけれども，そこにいらっしゃって話をされてるところで，事件も起こしてしまったので，今までとはやっぱり関わり方を変えないといけないなというふうには思われてたのかなと思います。

司会者：ありがとうございました。

5番の方に伺いますけど，この放火の事件で，情状関係の証拠としてどういうものがあつたかどうかは御記憶ですか。

裁判員経験者 5：証拠に関するものは全て，初めての私たちが見てもきちっと整った部分の内容かなって思いました。

司会者：例えば書類はどうでしたか。

裁判員経験者 5：書類的にはマンションの，この火災の状況の写真とか，この図面で見せていただいた部分とか，その後の部分の，この被告人の，みずから我に返ってすぐに救急車ですか，消防車を呼んだとか，お母さんのお話とか，そ

ういうものも全部、別に疑問も何もなく全部そろってたかなと思います。

司会者：なるほど。犯罪の中身に関する証拠はすごく分かりやすい。

裁判員経験者 5：分かりやすかったです。

司会者：刑を決める上で、多分弁護人のほうから主に出されたかなと思うんですけど、被害弁償はこういうことがあったとか、あるいはこれから先、被告人をどういうふうに面倒見ていくか、証人について友人とか家族が出たのかなと思うんですが御記憶ですか。

裁判員経験者 5：はい。すごくお若い年齢でしたので、これからの先のことを考えてのいろいろな形でやり直しができるような態勢をという形で。それとちょっと疑問に思ったのは、被告人が精神的な疾患を持ってまして、精神的な疾患を持っている方の事件に関するものの立証というのか、当時のお医者さんが来られて説明をしてましたけども、それはもう専門的なことになりますので、すごく分かりにくいかな。精神疾患を持った場合のいろいろな刑の決め方というのも難しいものがあるかなと感じました。

司会者：ありがとうございました。

2番の方、何かこの犯罪が成立するかどうかということ以外に、2番の方の場合は殺意があったかどうかというところが問題になったと思うんですけども、それ以外、例えば被告人のこれから先の生活なりについて何か具体的な証拠が取り調べられたかどうか御記憶ですか。

裁判員経験者 2：今、非常に思い出しながら考えてはいたんですけども、初めから弁護士の方が出された段階で傷害罪が適当であるという形から入ってこられたんですけども、初めから、検察側の方は3名が常にいらっしゃって、弁護士の方は一人の方がぼつんとおられて、初めからも量刑についてはあかんなど、初めからこれは負けゲームやなというような感じで入ってきたなというイメージがあって。ただ、本人に対しては、これもいびつな状態なんですけども、被害を受けた元亭主が傍聴人席の最前列にずっと座っておりまして、証言もされて、量刑を軽くしてくれというような状態がありましたもんですから、

もう初めから、かわいそうやから助けたりやみたいなところのイメージの中で入っていったという、まさにテレビでいうところの、結果はわかっているよね、終わる2分前からもうそうなるでというような感じのようなイメージを受けたままになりました。最後はお父さんが出てこられて、涙を半分流されながら、私が面倒見ますから助けてやってください的な感じであったもので、もうこれは必然的に、傷害はちょっとあかんけども、殺人未遂は相当であるけど、絶対にこれは執行猶予を付けたらんとみたいイメージが逆にできていった覚えがあります。最後に、4番の方がおっしゃっておられたように、検察側の方の最後の説明があったんですけども、やっぱり3名の方で分割、3分割のような感じでなさっておられたんですよ。ですからイメージが湧いてこないんですよ。それだからこうなんだ、こうなのかということ、途中で後半は何々検事に代わりますという感じであったんですよ。ですからそのたびに、関東なまりのような方ですから非常に聞き取りにくいし、その前の方がリアルに結構言うてはったので、急にぱっと女性の方に代わったので、何か分からんままといいようなことがありました。

司会者：そうすると、今回この事件については、被害者自身もちろん証人として出て、自分が悪いんですよというようなことを法廷でも言われた訳ですね。それから、被告人の父親も出廷をして、その情状関係の証言をしたと。この、やっぱり二つの中身が大きかったということになりますかね。

裁判員経験者2：女性の方は、もう明らかに離婚を前提で考えてはりましたので、一緒には戻れないだろうということで、これから苦労するんだろうなというのがあって、父親が面倒見ますということをはっきり言っておられたので、それならば、仕事は、そのときの段階で次の就職先はもう既に決まっていますというような報告もあったものですから、それならば早く社会復帰して、日常生活に戻してあげたほうがいいんじゃないのというようなイメージがありました。

司会者：わかりました。ありがとうございました。

川越検察官：検事の川越ですけど、3分割の趣旨だけちょっと確認させていただきたいんです。今2番の方がおっしゃられた3分割というのは、最後の論告、検察官の意見を言う際に一人で論告するのではなく、3人で分担して論告をしたと、そういう趣旨でよろしい訳ですか。

裁判員経験者2：そうです。

川越検察官：分かりました。ありがとうございます。

司会者：そこはやっぱりその事件では分かりにくかったですか。

裁判員経験者2：分かりにくかったですね。正直なところ、皆さんの事件に比べて僕が担当した事件は結構分かりやすく、またこの話の続きをするのみたいな感じで非常に掘り下げて、掘り下げて、裁判長が、本当にいいですか、これでいいですかというような感じで何度も何度も同じようなことを聞かれるような状態でしたので、事件の全容も、もう本当にすぐに思い浮かぶぐらい中身は分かっていたという感じですよ。ですから、しぐさまで分かるし、そのとき右手に力が入ってた、左手には力が入ってないと、そこまでリアルにイメージできるようなところまで、同じことばかりをずっと話をしておりました。その上で、最後に検察側さんからの求刑のときの内容は、もう僕らにとっては分かり切るほど分かりやすいのに、今度は傍聴人の方々も含めてみんなに分かせないとあかんというような状態のときに、内容的にもう一つ分かりにくかった。法律的な用語を随分使っておられたので、分かりにくい面はあるんですけども、そういった意味では結構長くて、分かりにくかったなというイメージはありました。その割には、弁護士の方のほうは本当に二、三分でさっと終わって、これで十分かというような感じがありました。

司会者：3番の方は、情状ですね、刑を決めるに当たっては何か特別な証拠というのは取り調べられた記憶がございしますか。

裁判員経験者3：そうですね。被告人のお母さんが出てこられて、被告人の若いときからのいろいろな生活環境をお話しされて、何とか情状を考えてほしいというお話はされてましたね。ですから性格的には、先ほど話してしまったんで

すけど、いじめとかそういういろいろなことがあった、そういうことでやったということではないんですけども、そういうこともありながらも、そういう性格で苦勞してきたと。それで何とか看護師の免許をとって頑張ってたんだよということで、情状の話を涙ながら話しておられたということは僕も感動しましたし、今回の事件については本当に性格的なというんか発作的な判断だと思うんですけども、判断する量刑についてもなかなか難しいところありましたから、情状酌量というのはお母さんが何とかしてほしいと。頑張ってきてこういうことになったということは悪いと。本人も自首してきたということもありましたから、その辺から見れば情状酌量の余地はあるんじゃないかなと。さっき2番と4番の方が話しされたように、検察官側のお話なんですけど、やはり型にはまったものの進め方をされるんで、なかなか意図が僕らも捉えられないということですね。それは、いろいろやられてきてその結果をここで話されたということなんですけども、やはり私たち素人の裁判員についてはなかなか理解しづらいと。一つ、もう一つお願いしたいということは、話してることがはっきり聞こえないんですよね。ですから明確にお話ししていただくと、もう少し私たちにはっきり分かるような説明をしていただきたいなど。二人の方で交代交代にお話しされたということなんですけども、やはり私たち素人ですから、やはり一人の被告人の人生を決めていく段階ですからね。やはり理解できるように検察官の方もそうですけども、弁護人の方もやはりお互いに、もう討議し合う内容が決まったようなものの話の進め方ですから、あとはどうするんですかというような僕らに問いをかけたような感じが捉えられたというような感じでしたね。

司会者：ありがとうございました。

4番の方、何か情状に特化した証拠の取調べなんかありましたでしょうか。

裁判員経験者4：情状酌量的なことで、量刑に関して言えば、被害者の方が一応370万円ぐらい取られたんですけども、被告人に対しては40万円。

司会者：分け前が40万円なんですわね。

裁判員経験者 4：もう一人が100万円だったか。一応示談みたいな形にはなっていたと。そういう面で被害者の方はある程度、そのときにもお父さんが一緒に来られて、被害者と来られて、非常にかわいそうやったとかいうことで刑の軽減ですね。減刑をしたってほしいなとか。最後になると、主犯の人も、私がある程度強制的に、上下関係は当然ありますので、3人ともどっちかといえば普通の人ではないんで、上下関係があると上から言われたらとおりに行くやろうから、僕が言うたことやからやったんちゃうかということ、ちょっと見たってくれと、考慮したってくれというようなこともありましたんで、そういう面での量刑に関するあれはあったんですけど、実質はそういうのは余り気にはしなかったですね。やっぱりいろいろ実質の実刑と懲役と非常に差が大きいんで、なかなか本当に執行猶予でええんかなというようなこともあったんですけど、やはりまだ若いということもあったし、結婚してお母さんも来られてましたけど、そういう仲間うちからある程度距離を取れば更生も可能かなと、可能性があるかないということも含めまして執行猶予を付けたというようなことです。

司会者：分かりました。ありがとうございました。

情状に関して取り調べた証拠も、やっぱり結論に一定のそれなりの影響があったかなということでしょうね。

裁判員経験者 4：はい。

4 量刑に関する評議の在り方について

司会者：前半で伺ったのは、主張の関係それから立証の関係を主に伺ったというのがありますが、かなり検察官の立証の仕方が分かりにくかったという意見がありましたけど、検察官の川越さんなり、弁護人として西谷さんなり、御質問等ございますか。

川越検察官：そうですね。ひょっとしたらちょっとダブるのかもしれないですけども、先ほど裁判員の1番さんのほうから執行猶予かどうか決める際の物差しの話として、共犯者の判決という話がございましたけれども、そういった物

差しですね。端的に言うと、皆さん、その量刑分布とかあるいは量刑資料というのを提示されたと思うんですけれども、その量刑資料、量刑分布等、どれほど参考になったかと。要するに、実刑か執行猶予かを判断する上に当たって、その量刑資料というのはどの程度影響を与えたか。逆に言うとそれがなくて適切に実刑か執行猶予かというのを決められたかどうかという、その辺りの感想を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

司会者：では順番に伺いましょう。1番の方からいかがでしょう。

裁判員経験者1：やはりその物差しというものがなかったら、全く素人なので判断はできなかつたかなと思います。審理するときでもやっぱりこれぐらいやからこれぐらいかなんていうことをそういうところをどうするかということ、チームのみんなで話し合いを進めていったかなと思います。

司会者：多分グラフを御覧になったんだろうと思いますが、それは評議の終わりのほうの段階になりますか。かなり早い段階で御覧になりましたか。

裁判員経験者1：どれぐらいにしようかって決める段階で、何かスライドっていうんですか、画面を見ながらこういうことが前ありました、こういう事件はこれぐらいでしたよとかっていうのを見て検討したと思います。

司会者：一通りの証拠であるとか事情を全部考慮した後でということですね。

裁判員経験者1：はい。

司会者：ありがとうございます。2番の方いかがですか。まずグラフなりを御覧になったんですかね。

裁判員経験者2：僕が担当させていただいた裁判は正にそればかり、二日ぐらい丸々そればかりやってみました。要するに、その犯行に殺意があるかないか、まずそれはすぐに決まったような次第でして、あと何決めるのみたいな。逆に言えばこの掘り下げて掘り下げてする場合はどうしたらええのやというところで、いろいろな資料が出てきて。ですから、先ほど裁判長がおっしゃったような形のパネルとか判例集とかそういうのも100、200と拝見させていただいて、この事件については執行猶予付いたけどこれは付いていない、何で

かというところではこうだから、こうだからという説明が、もうその度に裁判長が判例説明を全部されていったので、もう、それよりはこっちのほうが悪いよなとか、それよりもこっちのほうがええよねとかいうようなことを、もう確実に一個一個紐解きながら決めていったというような感じで。ですから、執行猶予を何年にするのか。じゃ、10か月と11か月はどう違うのと、そこまでやったような覚えがございまして、そういう意味ではかなりの資料、今までの判例の説明の中で我々は答えを出していったというふうに捉えました。

司会者：やっぱり刑を決めるに当たっては、過去の資料というのは結構というか大分重要なものだったというふうに伺ってよろしいでしょうか。

裁判員経験者2：そうですね。やはり前科前歴のない人から、いろいろな背景も全部紐解いた上からはこの人ですよという形になってきたので、あとはもう判例に従って見ていくのが一番ベストだなというのはありましたですね。

司会者：ありがとうございます。

3番の方はいかがでしょうか。逮捕致死の事件って余り件数がなかったんじゃないかと思いますが。

裁判員経験者3：今回は、1番の方、2番の方も言われたとおり、モニターで事件内容を見させていただいたんですけども、全然内容が違うんで、これをどうしたらいいかというのを皆さん悩んでましたね。ですから殺人とかであればいいんですけど、全然モニターに出た内容が違うので判断しづらかったんじゃないかなと思います。ですから、なかなかこれちょっと難しいと思うんですよね。例えば全然ないんでね。これを執行猶予、懲役って言われてもなかなか難しいと思います。同じ実例があれば、これはこうなんだと。ただ、実例があれば、これに相当するものかといったら内容が違ってきます。同じ内容でも物事が違うので判断しづらかったなと思っています。

司会者：ありがとうございます。一応参考にはなりましたか。

裁判員経験者3：そうですね。一応参考にはなったけども、ちょっと難しいところがありましたね。もう少しかみ砕いたところがないと、前も言ったように、

人の生命を、人生を変える訳ですからね。ちょっとその辺だけ、もう少し出ればいいなど。私たちのが事例になる訳ですから、次の段階ではまたいいんじゃないかなとは思いますが。

司会者：ありがとうございました。

4番の方がいかがでしょう。なかなかグラフとの比較が難しかったかもしれませんけれども。

裁判員経験者4：基本的にはその量刑ですね。ある程度、従来のいわゆる判例いうんですか、ある程度の範囲の後でありますし、求刑を超えることはまあないやろうなど。正犯が従犯になったのもあったし、最終はやっぱり執行猶予を付けるかどうかの評議の中では一番大きかったですね。やっぱり一番気にしたのは、これからまた同じことをするんやったらどないなんのやろなど。一番考えるのはそこやったと思います。いろいろな、犯罪した人が次またやるというのは非常に高いと思いますし。その辺がやっぱり、その辺をどうしたらいけるんかないのが一番あったんで、執行猶予付けても保護観察付けて。ただ、その保護観察がよく分からなかったのも、その辺の資料というのがさっきおっしゃったように、いろいろな今までのあれで保護観察付けたのはこういうときに付けましたとか、その辺の話を担当裁判官の方がいろいろ説明してもらったりとか、その数字ですね。比率的であるとかいうのはいただきました。その辺が一応参考になりました。

司会者：分かりました。

5番の方はいかがでしょうか。放火はケースとしては非常に多い。

裁判員経験者5：スライド形式もありましたし、分かりやすく裁判長さんも説明しましたし、こちらも全く分からない部分のことが多いので、それに関して、質問に対しての的確な答えが裁判長のほうから返ってきましたので納得して皆さんでそういう形になったと思います。すごく参考になりました。

司会者：ありがとうございました。

今も皆さんに執行猶予かどうか、あるいは保護観察を付けるかどうかという

辺りが問題になったりしたという話をしていただきましたけども、そもそも執行猶予であるとか保護観察についての説明はいつの段階であったかどうかという御記憶ありますか。あるいはその中身、説明の内容がお分かりになったかどうかという点でいかがでしょうか。

裁判員経験者 5：終わりぐらいに、もう決めるぐらいのときに保護観察の意味が分からなくて質問したら、裁判長がきちっと、保護観察を付けたほうが更生するためにはいいという状況のもとで保護観察を付けるんだという説明がありました。

司会者：ほかの方はいかがでしょうか。いつの段階だったか。

裁判員経験者 1：私のときも同じ感じで、最後どうするかって決めるときに説明があって、こういう感じですよっていうふうなことだったと思います。

司会者：例えば、かなり最初の頃に説明があったほうが分かりやすかったかどうかという点、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：多分、流れ的にその段階、段階で説明していただいたほうが、初めてすることに対しては分かりやすいと思います。

司会者：ありがとうございます。順番に伺っていきましょうか。4番の方は、この執行猶予とか保護観察の説明というのはどの段階で受けられましたか。

裁判員経験者 4：保護観察というのは最後のほうですね。執行猶予というのは、話は言葉としては分かってるんで。

司会者：特に執行猶予の制度がどういうものかについては説明はありましたか。

裁判員経験者 4：ありましたけども、ある程度みんな分かっている。保護観察というのはどういう形でどういう条件で付くかというのは分からなかったです。

司会者：ありがとうございます。2番の方はいかがですか。執行猶予、保護観察の説明がどの段階であったか。

裁判員経験者 2：もう殺人未遂という形が決まった段階で、その流れで執行猶予は付けてあげないといけないなど。その執行猶予期間をいつにしようかと、こういう流れで、必然的に話が湧いて出てきて、そのときに裁判長に導いていた

だいた形ですね。そこから量刑の判例をずっと見ながら決めていったと。

司会者：なるほど。制度についての説明はそうすると比較的早い段階で。

裁判員経験者 2：そうですね。これは殺人未遂やから、でもこうこうはこうだからこれくらいが一番妥当じゃないですかみたいな。

司会者：ありがとうございます。3番の方は。

裁判員経験者 3：そうですね。私のほうは最後の法廷で決まる1日前でしたかね。執行猶予とか保護観察とか懲役とかいう、モニタリングさせていただいたときにその内容をはっきり聞かせていただいたということですね。そこから判断したということですね。

司会者：説明の内容としては、特に分かりにくいようなところはございましたか。

裁判員経験者 3：余り法律が分からなかったんで、執行猶予、懲役というのが全然ぴんとこなかったんですよね。懲役と言ったら実刑ですな、拘束されるということですし、執行猶予というの世間で働いて、何にも事件を起こさない限りは懲役にならない。それが余りぴんとこなかったんですよね。辞書とかでいろいろ見たら、懲役が3年なのに執行猶予で何で出てるかなというようなぐらいの知識が余りなかったんですよね。ですから、説明のときに余りはっきり自分自身が分かってなかったんじゃないかなとは思いますがね。

司会者：実際に実刑にするか執行猶予にするかを判断するに当たって、立証の段階でもそうですし、例えば説明の段階でもこういう情報があればよりもっと判断がしやすかったとか、分かりやすかったらというふうに、今から振り返って思われるようなことございますか。

はい、どうぞ。2番の方。

裁判員経験者 2：執行猶予と懲役というのをどこまでの段階で判断するかということが、やはり説明が理解できるようでできないかなということですね。

司会者：実刑にしたらいいのか執行猶予にしたらいいのか、どういうところで決めるのかどうか、その決めどころが分かったほうが良いということでしょう

か。

裁判員経験者 2：そうですね。

司会者：ほかの方がいかがですか。こういう情報なり証拠があると、あったら分かりやすかった。

5 番の方どうぞ。

裁判員経験者 5：逮捕されたときに、刑務所の中に 7 か月間ですか。

司会者：拘置所ですかね。

裁判員経験者 5：拘置所の中に拘束されますよね。それは例えば懲役 3 年の判決が下ったときに差し引きはしないということなんですよ。

司会者：多分説明があったんだと思いますけれども、未決勾留日数を繰り入れるかどうかというところで。

裁判員経験者 5：何かそういうものが全然全く分からない部分で、懲役何年とか執行猶予何年で保護観察と言われると、全然全く知識がないんですよ。単純に考えて、逮捕されて 6 か月間拘置所に入って、なおかつ懲役何年で、これは差し引きないんですかって質問しました。

司会者：多分その段階では説明を受けられたんじゃないかなと思うんですけど、まず何をやったら、この被告人がどういう罪を犯したかを決めて、それにふさわしい刑を決めましょうということで刑が決まるので。仮釈放であったり、未決勾留日数をどう算入するか、それは取りあえず置いておいて、まずどのぐらいの刑が相当かという話から決めていきましょうということだったと思います。

齋藤裁判官：裁判官齋藤ですけれども、先ほど川越検事が言われたところでもあるんですけども、例えば 1 番さんの場合、A さんという共犯者がおられて、先ほどおっしゃられたところでは、こっちのほうがか何か先頭切ってやった人みたいな感じの人が猶予になってる判決があるんだというようなことを知らされたということでしたよね。これは知らされたほうが良かったのか、あるいは知らされないほうが良かったのかというのは何か御意見ありますか。

裁判員経験者 1：でもやっぱり知らせてもらったほうが良かったと思います。結果的に自分たちの出した結果というのが、あれ、何かちょっと前と比べて違うなっていうことになってくると、何か気持ち的に何となく残る感じがするので、その辺は知らせてもらった方が良かったと思います。

司会者：ありがとうございます。

どうでしょう。法曹関係者のほうから何か御意見なり御質問なりございましたら。

西谷弁護士：弁護人の西谷のほうから1点だけ質問させていただきたいと思います。弁護人の弁論の効果といいますか、お聞きしたいと思います。量刑を決めるに当たっては証拠を見られて、その証拠を評価される訳ですが、先ほど1番さんがおっしゃったように偽造通貨、こんなにちやちいわというような、検察官から出てくるような証拠ですね。こんなにちやちいのかというのも証拠ですし、また2番さんのように包丁が刃渡り19センチ、20センチ入ったみたいなのも証拠だと思うんですね。あと、皆様がおっしゃってくださったように、弟さんが出てこられたりお母さんが出てこられたりして、今後の監督はこうですというようなこともいろいろ審理の中で証拠として出たと思います。それを弁護人が最後に論告を経た上で弁論する訳ですが、皆さんに、この事件は執行猶予が相当なんですと、量刑としては執行猶予が相当。無罪とかちょっと事実関係に争いのあった方もいらっしゃいますので、その場合はその事実関係について述べた上で、その上で軽く、この人を軽くするのはこういう理由があつてこういう例で軽くなるんですというような、最後、皆様へのメッセージを投げかけると思うんですね。検察官はもちろん重くなるというメッセージなんですけど、私たちは軽くなる、軽くするのが相当だ、適切だというメッセージを投げかけます。これは弁護士からしたらもう裁判員の方たち、これから協議に入られる裁判員の方たちに部屋の中で戦っていただきたいと。場合によったら、裁判官と戦ってでも被告人の量刑を決めていただきたいというメッセージを込めて出すものなんですけど、それが有効に伝わったかどうか。弁護人の弁論で

被告人を軽くする、結果的に軽くなったケース、執行猶予が付いたケースもありますけども、弁護人の弁論がどれだけ効果があったのか。弁護人の弁論でああそうかと思ったのか、それとももう違うところで証拠を見て思われたのか。もし弁護人の弁論に足りないところがありましたら、お叱りというか御意見いただけたらと思うんですけど。ちょっと長くてすみません。

司会者：5番の方がいかがですか。

裁判員経験者5：ちょっと難しいですね。証人の方が出てこられて初めて、お母さんだったりとか、婚約者であったりとかという部分で現実を感じてるだけで、弁護側には申し訳ないですけどもその分の効果があったかどうかのところの判断までは、素人の私たちには全然、そこら辺のところを読み取るものはできなかったです。

西谷弁護士：もうちょっとここをこうすればというのは何かありますでしょうか。

裁判員経験者5：検察官のほうが入力が強い。申し訳ないんですけども。証拠とか、態度とか素振りとか、そういう言葉の、声の抑揚とか、そういうものも検察官のほうが入力が強いものが入るものが強いもんですから、弁護側のというのは、ごめんなさい、スルーしてるような感じで私は受けとめてたんじゃないかなと思います。

司会者：5番さんの事件では、最後、弁論の中では弁護人の意見として執行猶予が相当であると述べられていましたけど、余り印象ないですか。

裁判員経験者5：はい。

司会者：4番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者4：弁護人の方は、無罪という主張だったんですが、全体的に詳しい弁論も余りされてなかったです。

司会者：ありがとうございました。3番の方がいかがでしょう。

裁判員経験者3：弁護人の方はしっかり、被告人のいろいろな事情というものを話しされてることはこれは実感してます。それはやっぱり今回の量刑の情状

の中にも入っています。私自身は、弁護人さんがいろいろ話をした内容から、自分は判断したというのも一つあるし。ただ、もう一つ話が変わるかと思うんですけども、法廷のときですね。私が携わった裁判なんですけども、弁護人と被告人がこちらのほうで証人喚問検事側が話してるときに二人でお話しされてるんですね。真剣度が見えないんですよ、私たちが見てると。そこら辺は、次に弁護人の方がお話しされることを被告人とお話しされてるとは思うんですけども、実際に見ると余りいいようには取れなかったですね。やっぱり、それは事実上のことはもう別なところでお話しされて、やはり真剣にお話しされることを聞いて、それに対応されるというやり方をすれば、もう少し被告人の気持ちというのが伝わるんですけど、ちょっと伝わりづらかったところがありますので、弁護人の方の、どうか分かりませんがそこら辺は注意してやっていただければ。弁護人の方は、ちゃんと被告人の弁護はされて、過去のいろいろなこととお話しされて、量刑の件を僕らは加味していましたので、それは弁護人の方いいとは思いますが。ただその状況が、ちょっと注意していただくことも必要やないかなとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。2番の方いかがでしょう。最後の弁論が結論を決めるに当たって左右したかどうかということですけど。

裁判員経験者2：私の場合も特にはなかったです。最初から殺人未遂と傷害という、余りにも違い過ぎるところの中から争うという形で入っていたもんで、その割には弁護士の方は訴えるものは全然感じない。どうしても傷害だけでとどめてほしいというような訴えるもんは特には感じられなかったですね。

司会者：ありがとうございます。1番の方はいかがでしょう。最後の弁護人の弁論が、結論を決めるときに結構影響があったかどうか。

裁判員経験者1：私のときはもう何となく、共犯のことも関係性なんかずっと流れを見てて、何となく読み取れる感じはしたんですけども、検察の方はもうこの人は悪いんだというところで話を進めていって、同じ状況の中で弁護人の方はきちんと、いやいや実はこういう、今までこの人はこういう生き方をして

きて、ここにつながってというところは細かい説明もしてくださって、そこは新たな情報として、そういうつながりを持って今まで付き合ってきたんだというのもよく分かりましたし、実際、共犯者とのさじ加減でどういう刑に決めていくかというときにも分かりやすかったです。

司会者：なるほど。ありがとうございました。この1番さんの事件については弁護人の弁論はしっかりしていたということでしょうかね。

何かほかに質問等ございますか。よろしいでしょうか。

5 裁判員選任手続の在り方について

司会者：裁判員の選任手続について、お伺いできればと思います。まず選任手続の点について、その在り方であったり、それから選任手続の日にそのまますぐ法廷に入った場合もあるでしょうし、あるいは日を置いた場合もおありになったと思うんですけども、その選任手続の期日と実際に審理が始まる間の間隔について、早いだの、遅いだの、適当だの、いろいろ御意見があろうかと思えます。それから質問手続の流れなどについて、何かこういう点は変えてもらったほうがいいとか、あるいは改めてもらったほうがいいだとか、感想がございましたらお出しただければなと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私のほうは昼からすぐ法廷に入ったということなんですけども、やはり、私たち全く素人の人間がすぐ法廷に入って話聞くというよりも、やはり1日置いて、その1日で一応概略を一応説明していただいて、ある程度理解して法廷に入らないと、何を言っても何を聞いていいか分からないということは結構ありますので、やはりそういうことを改善していただきたいなど。いろいろ整理して法廷に入れますので、そういうことをお願いしたいなどは思います。

司会者：お仕事の関係であったり御家庭の関係であったり、いろいろ予定を確認しなければいけない。午前で選任されて午後からすぐに始まるというのはちょっと早過ぎるのではないかなという御意見でしょうか。

裁判員経験者 3：仕事の的には、会社にはこうこうで裁判員裁判で出なくてはいけないということは言ってますので。ただ、すぐ法廷に入るということは、やはり知識がない上の法廷ですから、余り理解はできないかなど。後から裁判長といろいろまた話はあるんですけども、なかなか1日置いて理解した上で法廷に入らない限りは理解できないんじゃないかなど。皆さんはどうか分かりませんがね。法律のことを何も知らない人間がいざ法廷へ入りなさいということはちょっと難しいんじゃないかとは思いますが。

司会者：ありがとうございます。どうぞ、2番の方。

裁判員経験者 2：私も同じように選任されて、それからすぐに裁判という形だったんですけども、やはり専門用語が多過ぎて、結局分からないまま終わって、裁判長にいろいろ質問を投げかけて、これはどういう意味ですか、どういう流れですかというのをかみ砕いて裁判長に説明していただいたので、ああ、そういうことやったのかという。そういった意味では、弁護士は最初的时候は結構、我々裁判員はほとんど何も知らないだろうなという前提かどうか知りませんが、結構優しく、こういう内容でこうだからこうなんですけど分かっていただけましたでしょうかというような感じで目で合図、目線を送りながら一人一人やっておられたものと思いますね。そういった意味ではやはり先ほどの方おっしゃっていただいたように、1日置くとか、選任に決める時間的な問題もあるんでしょうけど、やはりその日は説明だけして終わり、明日から入りますからよく読んでいてくださいとか、質問があったら今のうちにもう一遍聞きますとかいうような感じで、では明日法廷に行きますからお願いします、もちろん持ち出し禁止ということは当然ありますから、そこをよく読んでから今日はこれで終わりにしましょうというほうが、段取り的にはいいのかなという気がします。

司会者：ありがとうございました。

即日審理じゃなくて日を置いて審理に入ったという方にもお聞きします。じゃあ順番に。

裁判員経験者 1：私は、今初めて、その日決まってすぐというのは初めて聞いたので、そうやったのかなと思って。私の場合は決まって週明けからなので、割と気持ち的には切り替えて、裁判員するんだという気持ちでこちらのほうに伺ったので、それは良かったです。反対に、その日やったらちょっと混乱したかなと思います。

司会者：4番の方がいかがでしょう。

裁判員経験者 4：私も1日置いて始まりましたんですけども、どっちみち資料をもらっても分からない、聞いているほうがええかなと思いました。

司会者：必ずしも1日置いたからどうこうという訳ではないと。

裁判員経験者 4：資料を持って帰って読んでも、その情景が、証人とか何か、検察官、弁護士さんから聞いているほうがまだええかなという気はしました。

司会者：ありがとうございました。5番の方はいかがですか。

裁判員経験者 5：丁寧に説明していただきましたので、そういうことに関して全然何も感じずにそのまま、よく質問させてもらいましたし。分からないことをこの場で何でも言えるような雰囲気や裁判長さんが持ってくれたりとかしてたので、聞きにくいところも全部聞かせてもらって、一主婦ですので教えてくださいと言いましたらきちんと丁寧に教えていただいたので、全然、今おっしゃってるように、いきなり入ろうが入るまいが、この書類を持って帰ったって私たちが分からない訳ですから、やり方としてはいいんじゃないかなと思いました。

司会者：5番の方は1日目に始まったんですか。

裁判員経験者 5：全然それに関しては全然何も、きちんと説明していただいて丁寧やったなというのが印象的にありましたので、それをどうこうしてほしいというのは余りないです。

司会者：ありがとうございました。

ほかに何か選任手続の内容などについて。

裁判員経験者 3：私は当日ということで、法廷に入って裁判長が裁判員1番の

方、何かありませんかって質疑応答を聞く訳ですよ。そのときやはり何も話だけで聞いて資料を見てという質疑応答なので、到底不可能な話なんですよ。法廷で証人の方とか被告人とかにいろいろ質問応答できる裁判員ですけど、質疑応答というのがほとんど出ないんですよ。

司会者：今おっしゃってるのは選任された後すぐ法廷に、午前を選任手続があって午後から審理ということですけども、午後の審理が始まるに当たって、ある程度何か説明があったほうが良かったんじゃないかと。

裁判員経験者 3：説明は一応入る前に、こういう流れですよということはお聞きしています。お聞きしてるけども、誰さん、何か質問ありませんかって言われたって、やっぱり裁判員の方はなかなかできない状態じゃないかなと。ほかの審理を知りませんが、情報が入ってないんでできないところもあるんで、その辺はやっぱり1日置いて考えて、その法廷でお話しできるようにしていきたいなど。せっかく選ばれてそこへ出てる以上、黙って聞いているということは何の意味もありませんし、それではいけないかなと思うんです。その辺を改善されていただければなと思います。

司会者：審理の始まる前にいろいろな情報が入ってしまうといけないので、まっさらの状態で聞いていただくということになるんで、その辺りを考えられてるのかなと思うんですけど、最初から審理に入る段階において、何かとにかく分からないことがありますかということかなとは思ったんですけど。そうではないですか。

裁判員経験者 3：それではないですね。審理中の中で1回休憩して、何か質問ありませんかという裁判長が裁判員1番の方には何かありませんかと聞かれても、短時間、10分間休憩の中でそれができないということです。

6 守秘義務についての感想や意見

司会者：それでは、最後に守秘義務の関係についてですが、守秘義務の在り方や内容などについてはいろいろな議論や意見があるところだろうと思うんですけど

ど、任務を終えられた、任務終了後、御家庭や勤務先などで経験をお話になったりあるいは聞かれたりした際に、何か守秘義務との関係で窮屈な思いをされたことがあったのでしょうか。もしそういうことがあれば、どういうことがあったかをお伺いしたいと思います。特に守秘義務があるから難しいことはなかったよということであれば、それはそれで結構なんですけど、何か感想がございましたら。3番の方からどうぞ。

裁判員経験者3：守秘義務ですね。会社に裁判員裁判に選考されてこういう裁判に出ましたよと。やっぱり周りの身近な人はどういう裁判したのということを聞く訳ですね。聞いたときにそれは言えないんだよ、守秘義務だよと言うと、人間関係がちょっとずれてしまうんですよね。何で言われへんねんと、ちょっとぐらい言いなさいよというような感じで捉えられるので、ものすごく重圧がかかってくるんですよね。それを一生涯、その守秘義務を守っていかなくてはいけないという責任がありますので。今は1年たったからもう皆さんが忘れているからそういうことはないですが、やっぱり1か月2か月はものすごく重圧がかかったかなとは思いますがね。

司会者：ほかの方いかがでしょう。では4番の方。

裁判員経験者4：守秘義務というのは全然気にしなかったですね。裁判の公判で聞いたことは別に言っていない訳ですよ。それについてはさっきおっしゃったように、こういう事件でしたよ、こういう人でしたよってというのは別に言いましたしね。だから評議の中のことだけは言わないということで、事件とかこういう背景だったというのは別に、私は守秘義務は気にしてはいなかったですね。

司会者：いろいろな受け取り方があるんだろうと思いますし、やっぱり義務というふうに正面切って言われるとなかなかそれで負担を感じるなという方も当然おられると思いますので。どうぞ、2番の方。

裁判員経験者2：私も別に負担感を感じなかったです。逆に裁判員に選ばれたということを誇りにしたのだというのがありましたし、せっかく選ばれたんだか

ら、この懸案に関しては守るべきは守ってあげようと。ですから、判決出るまでは、もう家族だろうが何であろうと聞いてきても何も今はしゃべられへんという話で。最後どうなったんと、当然子どもたちも聞くので、これはこうなったよという、会社の同僚にもどうやったんあれは、こんな感じのやつやなという感じ。重圧感はないですけど、やっぱりそういった意味での選ばれたことに対する正義は貫くべしだなというのは思いながらいましたけど。

司会者：ありがとうございます。1番の方はどうですか。

裁判員経験者1：私も特に何とも。守秘義務があるのは当然やと思ってるところもありましたし、裁判員になったということでみんな余りそういう話聞かない人が多かったので、えっすごいやんという話はあって、興味は持っては、どういう報告を持って、後で話をしてくれるかなって多分みんな思ってたと思うんですけど、結果的にこれは言っているよということと、ここはもう絶対言うたらだめよということをきちっと説明していただいたので、私が担当した事件はこういうことがあってということはみんなには言いましたけど、そんなに深い内容までは説明しなくても、みんな、ああそうと言って、また反対に、そういう、私なんか偽札の事件だったので、そういう事件で裁判員が担当することがあるんやっていって、みんな興味深く聞いてくれて、裁判員という制度に対してもものすごく近しく思ってもらう、その世間的なところでいい放送局になったんではないかなと思います。

裁判員経験者1：ありがとうございました。5番の方、何かございましたら。

裁判員経験者5：私の場合も、守秘義務という部分に関してちょっとすごく重たく感じてたんですけども、全て分からないことは裁判長さんに質問しましたので、守秘義務をどこまで、どの程度まで、どのような内容まで守ったらいいのですかということも質問したら、裁判員になったことは大いにアピールしてくださいと。この審理の中で、評議の中で、例えばその部分のことは言わないようにとか、そういうふうに丁寧に説明していただきましたので、すごく安心してそういう、守秘義務は世間一般でも大事な部分のところがありますので、

守るべきところは守って、アピールできるところはアピールして、傍聴人席で裁判に聞かれてる方も、来られてる方もありますので、そういうところの今おっしゃってた判決の内容が聞かれたときには話をしてという形で、守るべきところとアピールすべきところも裁判長さんきちっと話をしていただきました。

司会者：ありがとうございます。

守秘義務の関係については、これから先、在り方が変わるかもしれませんが、当面はお守りいただくということで。申し訳ありませんけど、よろしくお願ひしたいと思います。

7 本日の感想

司会者：最後に、皆さんに今日参加いただいたことも含めて簡単に感想などをいただければなというふうに思います。一通り伺ってから、法曹関係者の皆さんにも簡単に感想などを願ひします。

1 番の方、ございますか。

裁判員経験者 1：今日の感想というか、やっぱり来るときに同じような緊張感を持って来させていただきました。裁判員制度の実際の裁判に入るというのはイメージ的にあるんですけど、こういう意見交換会は反対にイメージになかったので、どういう形で進行されるのかとか、ちゃんと自分が聞かれたときに答えられるかどうかとか、すごい緊張し不安を持ちながら来たんですけども、思い出しながら、ああそうやったなと思い出しながらお話もできたので良かったです。

司会者：ありがとうございます。

2 番の方いかがでしょう。

裁判員経験者 2：裁判員裁判に選ばれてから 1 年たったんですけども、同じ経験をなさった方がどんな気持ちで来られるのかというのを非常に興味がありました。いろいろ意見を聞かせていただけて、やっぱり同じ思いをしてたんだなというのが再確認できて、非常に良かったと思います。

司会者：ありがとうございます。

3番の方いかがでしょう。

裁判員経験者3：私も今2番の方が言われたとおり、自分の裁判と違う裁判された方の気持ちと、ああいうことがここではっきり分かりまして、自分が思っていることは皆さんとは違ってるところもあるんだなあと、それは自分なりに直していかなくてはいけないかなと。裁判員になったことについてのいろいろなことは、会社のほうでこういうことだよ、皆さんも経験しなさいよとは言ってきていますのでね。皆さんのいろいろな意見、私の参考、これが最後のあれになるとは思いますが、参考になったと思いますので良かったと思います。

司会者：ありがとうございました。

4番の方いかがでしょう。

裁判員経験者4：皆さんと一緒になんですけども、いろいろな経験されて、その御意見聞いて、自分も一つのいい経験したなということを今改めて自覚したところです。

司会者：ありがとうございました。

5番の方いかがでしょう。

裁判員経験者5：いい経験になりました、また意見交換会もこういうふうに持っただけだとほっとするというのか、また皆さんの意見を今度また身近に、この制度の中に参加される方に、こうやったよ、ああやったよということを細かく説明ができて、気軽にというのか、気持ちを軽くしてもらって参加できるかなと思いますので、今日は本当にありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。

では川越検事、お願いします。

川越検察官：本日はどうもありがとうございました。本当に皆様のお話を聞かせていただきまして非常に参考になりました。今後考えるべき課題も見つかったなというふうな思いです。具体的には、例えば執行猶予の説明の在り方というのはどの部署、裁判所か、あるいは検察庁か、あるいは検察官か、あるいは弁

護士か、どのタイミングで説明すべきかというのが非常にこれ難しい問題だなというふうな思いをしながら聞かせていただきました。その他いろいろ課題も見つかりました。今回の皆様のお話を参考にさせていただいて、より良い裁判員裁判を追求したいと思います。本日はどうもありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。

齋藤裁判官：今日はどうもありがとうございました。皆さん準備室ですごい緊張されてたので、どんな感じになるのかなというふうな心配はしてたんですけども、すごく皆さん活発に話していただいて、その上で非常にこれからの裁判員裁判、裁判官としてかかわっていく中で、こういうふうにお考えなんだ、あるいはこういうふうにすれば良かったんだっていうような知恵をいっぱいいただきましたので、本当に参考になりました。今日はどうもありがとうございました。

司会者：西谷弁護士、お願いします。

西谷弁護士：本日はどうもありがとうございました。量刑を判断するというのはとても難しいものだというのは分かっていたんですけども、今日改めてとても難しいんだなということを実感いたしました。せっかく執行猶予をいただいた事案なんですけれども、弁論が余り功を奏していないと。裁判ではまずはやはり証拠調べ、証拠で決まるものだという認識はあったんですけども、やはりそれを最後に皆様にメッセージとして伝えるというのは弁護士として重要なことですので、いい結果をいただいたにもかかわらず弁論が功を奏していないというのが非常に残念なことで、これから弁護士会でも研鑽に努めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

司会者：ありがとうございました。

以上で意見交換会を終了いたします。経験者の皆さんには長時間にわたってさまざまな御意見をいただきまして誠にありがとうございました。皆さんから伺った御意見を今後の裁判員裁判の審理の中で生かし、またより充実して分かりやすいものにしていければなというふうに思っております。

また、今日御協力いただきました検察官、弁護士の方々についてもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

ではこれで意見交換会を終了させていただきます。

以 上